

市町村行政サービス改革研究事業について

1 設立の趣旨

人口減少社会の進行に伴い、地方公共団体においては少子高齢化や地方創生など多様な行政需要への対応が求められている。

厳しい財政状況のもと、限られた人員で質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するには限界があり、今後、民間委託や指定管理者制度等による民間等の活用を更に推進する必要がある。

2 研究の概要

国が実施している「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」の調査項目のうち、取組が進んでいない業務分野等において、民間委託や指定管理者制度等を導入した場合のメリット・デメリット等を検証し、市町村同士や県と市町村との連携等、導入を推進するための方策について研究する。

3 組織

- (1) 構成 (市町村) 市町村行政改革担当部課長ほか関係部課長
(県) 企画振興部市町村課長ほか関係課長
- (2) 事務局 企画振興部市町村課

4 進め方

- (1) 平成28年度
市町村への意向調査
市町村及び県を構成員として研究会を立ち上げる意向の確認と、研究会における研究項目（業務内容・分野等）等を把握するため、市町村に対し意向調査を行う。
- (2) 平成29年度
 - ・研究項目（業務内容・分野等）の選定
 - ・総務省職員や有識者の講演及び先進団体からの事例発表
 - ・民間委託等を導入した場合のメリット・デメリットの検証
 - ・市町村同士や県と市町村の連携方策等、課題解決の手法の検討

以上により、研究成果をとりまとめ、研究会において報告を行い、各市町村及び県における実際の導入を提案する。

5 実施スケジュール（予定）

- 5月 研究会の立ち上げ、研究テーマの提案、総務省職員による講演
- 8月 先進事例の発表、メリット・デメリットの検証
- 12月 研究会内容の報告